

## 砂利採取計画の認可申請書

### 1 砂利採取計画認可申請書

ア 氏名または名称、住所、法人にあつては代表者の氏名

イ 登録の年月日および登録番号

ウ 砂利採取場の区的

- ① 所在地、実測面積を記載すること。
- ② 区域内の各筆につき、地番、地目、台帳面積、所有者等の氏名、権利の種類を表示すること。

エ 採取する砂利の種類および数量並びにその採取の期間

- ① 採取する砂利の種類を記載すること。
- ② 土量計算書を添付すること。
- ③ 期間は最長1年とすること。

オ 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

・下記事項について具体的に記載すること。

- ① 採取の方法
- ② 採取に使用する機械
- ③ 水洗選別施設等
- ④ 運搬機械等

・下記図面等を添付すること。

- ① 「現況図」、「採取計画平面図」、「防災計画平面図」等表示の目的に合わせた図面を添付すること。
- ② 採掘の規格を表示した図面を添付すること。
- ③ 水洗設備のフロー図を添付すること。
- ④ 採取場の全景、切羽、汚濁水流出防止施設、水洗選別施設の写真を貼付すること。
- ⑤ 工程表を添付すること。

カ 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

・下記項目について具体的に記載すること

- ① 砂利採取場の周囲の概況
- ② 土地の崩壊、亀裂または陥没
- ③ 土砂流失
- ④ 騒音
- ⑤ 粉塵
- ⑥ 汚濁水
- ⑦ 終掘の措置

・下記の書類を添付すること

- ① 砂利採取場およびその周辺の状況を示す図面に、周囲300メートルの範囲を記入したもの
- ② 調整池、沈砂池、排水路の構造を示す図面
- ③ 構造物を設置するときは、その詳細図および安定計算書
- ④ 調整池、沈砂池等の容量の決定に関する水理計算書
- ⑤ 申請区域の全体計画を示す図面および緑化に関する計画を記載した図面

キ 採取をした砂利の水切りの時間、堆積する高さ、強制抜水の場合はその設備および水の処理について記載すること。

- ① 水切りの方法、自然抜水の場合は水切りの時間、堆積する高さ、強制抜水の場合はその設備および水の処理について記載すること

### 2 砂利採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図

### 3 砂利採取場およびその周辺の状況を示す見取図

- 4 掘削または切土に係る土地の実測平面図
- 5 掘削または切土に係る土地の実測縦断面図および実測横断面図に当該土地の計画地盤を記載したもの
- 6 砂利採取業の登録を受けていることを示す書面
- 7 砂利採取場を管理する事務所の名称、所在地、当該事務所の業務主任者の氏名、当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面
  - ・ 監督計画には上記のほか下記について記載すること
  - ① 事務所の電話番号
  - ② 業務主任者の住所、合格証番号、1日の標準監督時間
  - ③ 採取場の操業時間、従業員の配置、災害防止のための業務内容
  - ・ 次の書面を添付すること
  - ① 業務主任者の合格証の写し
- 8 砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書類
  - ア 自己の土地であるときは、当該土地の登記簿謄本
  - イ 他人の土地であるときは、当該土地の登記簿謄本、契約書または同意書の写し、国有の土地を含むときは占用の許可書の写し
  - ウ 公図（土地整理図）の写し
- 9 砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面
  - ア 砂防法、森林法、自然公園法、都市計画法、農地法等が適用される場合は、その許可書または許可申請書の写し
  - イ 水洗選別施設につき、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等が適用される場合は、その届出書または受理書の写し
- 10 砂利採取場において土地の掘削または切土に係る跡地の埋め戻しを行う場合にあつては、埋め戻しのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面および当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面
- 11 砂利採取場からの土砂の搬出の方法および当該砂利採取場から国道又は県道に至るまでの砂利の搬出の経路を記載した書面
  - ・ 製品の搬出について、下記の事項を記載すること。
  - ① 1日の平均的な搬出量
  - ② 搬出延べ回数
  - ③ 使用するダンプ・トラック等の積載量
  - ④ 搬出に際して行う措置
  - ・ 国道または県道に至るまでに私人の管理する道路を通行するときは、下記書面を添付すること。
  - ① 当該道路を通行する権限を有することを証する書面等
- 12 その他参考とする事項を記載した図面または書面